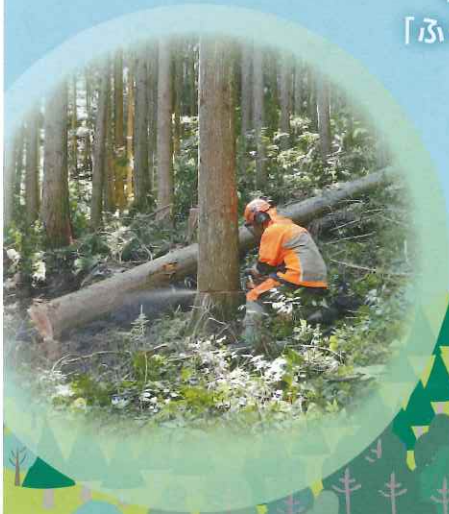




みんなで未来へつなぐ 希望の^も森林^りづくり

—ふくしま^も森林^りづくり県民税—

福島県森林環境税は、令和8年4月1日から
「ふくしま森林づくり県民税」に名称が変わります。



もり ふくしま森林づくり県民税を活用した取り組み

ふくしま森林づくり県民税条例に基づき2つの基本目標を掲げ、6つの施策分野により、基本理念である「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」の実現を目指します。



森林環境の保全

基本目標

森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

森林環境の適正な保全

主伐から再造林までの作業を効率的に行う一貫作業や、間伐などの森林整備を行い、森林の有する公益的機能の十分な発揮を図ります。



主な
取り組み

- ため池周辺などの水源地域や、水源かん養機能などの公益的機能が
高い区域における森林整備や路網整備
- 里山林での緩衝帯整備や森林病虫獣害対策
- 花粉症対策品種の種苗の安定的な生産・供給 など

市町村が行う森林づくり等の推進

市町村の創意工夫による独自の取り組みを支援し、県民一人一人が参画する森林づくりを進めます。



主な
取り組み

- 幼少期の「木育」
- 地域住民の森林づくりへの参画促進
- 学校林や身近な森林を活用した森林環境学習や活動の実施
- 市町村独自の森林づくり活動の支援
- 県産材を使用した学校等の木造木質化や木製品の導入 など

県民参画の推進

森林への理解を深め、ふれあうことができる取り組みを行い、「みんなで未来へつなぐ希望の森林づくり」を目指します。



主な
取り組み

- 森林づくり意識醸成活動の推進（ふくしま植樹祭の開催など）
- 森林づくりフィールドの整備、森林づくり指導者の育成
- 森林環境教育や学習、活動の推進
- J-クレジット制度や森林認証制度の普及 など

森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用を進めます。

森林資源の活用による持続可能な社会づくり

木材などの森林資源の適正な循環利用と積極的な利活用に
取り組み、林業の成長産業化を図ります。



主な
取り組み

- 住宅等への県産材利用推進
- 間伐材など未利用木材のバイオマス燃料の利用拡大
- 次世代を担う児童・生徒に木育を実施
- 新たな製品開発への取組支援 など

ふくしま森林づくり県民税を活用した県民一人一人が参画する森林づくり



もり 森林づくり

- 水源かん養などの公益的機能の発揮
- 木材を始めとする森林の恵みの有効活用
- 野生生物と共生する里山環境整備

豊かな森林を
次世代に
引き継ぐ

人づくり・心づくり

- 森林や林業、木材利用に対する理解の深化
- 県民が参画する森林づくり活動の拡大
- 森林文化や森林の恵みに関する情報発信

ふくしまの森林文化の継承

森林の恵みを有効に活用する技術や知恵、風習などの森林文化を、次世代へ引き継いでいく取り組みを進めます。

主な
取り組み

- 森林文化の収集及び情報発信
- 桐やきのこ等、森林の恵みに関する魅力発信 など



森林環境基金の運営

森林環境基金制度への理解の促進と、事業の適正な運営を行います。



もり 森林づくりのめざす姿

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

- わたしたちは、
- 1 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
 - 2 森林にふれあい、心豊かに生きます。
 - 3 森林の恵みに感謝し、活かします。
 - 4 森林を守り育て、未来につなぎます。

○この県民憲章は、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくため、平成17年11月20日に制定しました。

● 全ての世代・地域の県民に、森林と関わる機会を創出。

● 森林づくり活動を通じた人々・地域の繋がりが次世代を育成。

● 個人・家庭、企業、NPO、行政機関などの多様な主体が森林づくりを支える。

小・中学生

森林環境教育
緑の少年団・木育
災害対応キャンプ

高校生・大学生

森林環境学習による
専門知識習得

幼少期

情操教育
木育・里山保育
森のようちえん

社会人

森林環境活動
森林ボランティア活動
木材利用

みんな未来へつなぐ
希望の
もり
森林づくり

次世代の育成

もり
県民みんなで 森林づくりを しっかり支えていく
個人・家庭、企業、NPOなどの団体、行政機関…

ふくしま森林づくり県民税により、県民と企業の皆さまに支えていただきながら、森林づくりに取り組んでいます。

個人

県内に住所、家屋等を有する方

税率

年額
1,000円

※前年の合計所得が一定の金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

法人

県内に事務所等を有する法人等

税率

年額
法人県民税
均等割の
10%相当額

区分（資本金等の額）	年額
公共法人、公益法人等資本金等の額が1,000万円以下の法人等	2,000円
資本金等の額が1,000万円を越え1億円以下の法人	5,000円
資本金等の額が1億円を越え10億円以下の法人	13,000円
資本金等の額が10億円を越え50億円以下の法人	54,000円
資本金等の額が50億円を越える法人	80,000円

お問い合わせ先

福島県農林水産部森林計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁西庁舎8階)
電話 024-521-7425
HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/shinrinkankyousei/>

ふくしま森林づくり県民税

検索

福島県総務部税務課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁本庁舎2階)
電話 024-521-7067
HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/>

福島県税務課

検索

税の
使いみち
について

税の
仕組み
について